

第5章 おわりに

第1節 高齢者による犯罪の動向，再犯状況等のまとめ

1 高齢者による犯罪の動向

我が国の高齢者人口は，最近20年間に於いて，約1.8倍（女性は約1.7倍）に増加した。平成27年の高齢者人口の約7割を占める70歳以上の者は，この間，約1.9倍（女性は約1.8倍）に増加したのに対し，65～69歳の者は，約1.5倍（女性は約1.4倍）の増加にとどまっており，高齢者の中でも70歳以上の人口の増加が顕著である。

刑事司法手続の各段階における高齢者の人員は，社会における高齢者人口の増加をはるかに超える勢いで増加し，特に女性と70歳以上の者の増加が顕著である。高齢者の刑法犯検挙人員を見ると，平成20年にピークを迎え，それ以降は高止まりの状況にあるものの，最近20年間で見ると，高齢者全体は約3.8倍，そのうちの女性は約4.0倍，70歳以上の高齢者では，総数，女性がそれぞれ約5.0倍，約5.4倍に増加している。また，刑法犯の検察庁既済事件人員を見ると，高齢者全体は約6.1倍，女性は約9.8倍，70歳以上の高齢者では，総数，女性がそれぞれ約9.8倍，約17.8倍に大幅に増加し，同起訴人員を見ると，高齢者全体は約6.9倍，女性は約21.0倍，70歳以上の高齢者では，総数，女性がそれぞれ約11.6倍，約39.7倍に大幅に増加しており，刑法犯の検察庁既済事件人員及び同起訴人員共に高齢者の刑法犯検挙人員のピーク時である20年と比べて，27年には約1.3倍の増加となるなど，検察庁の段階における人員の増加が著しい。さらに，入所受刑者人員で見ると，高齢者は，20年に2,000人を超え，同年と比べて，27年には約1.1倍の緩やかな増加傾向にあるが，最近20年間のスパンでは，全体は約4.5倍，女性は約9.4倍，70歳以上の高齢者では，総数，女性はそれぞれ約6.6倍，約15.1倍の増加となっている。

2 高齢者による犯罪の実態

(1) 高齢者による犯罪の罪名別分析

平成27年の高齢者の刑法犯検挙人員の罪名は，窃盗の割合が最も高く，男性は65～69歳の者の約5割，70歳以上の者の約7割を占める。女性高齢者は，約9割が窃盗で，その手口のほとんどが万引きである。

高齢者の刑法犯検挙人員は，平成8年の1万2,423人から27年に4万7,632人へと3万5,209

人増加しているところ、増加した人員の約7割を窃盗が占め、窃盗の増加人員の約8割は70歳以上の者によるものである。

また、窃盗以外の犯罪では、特に傷害、暴行の増加（約8.8倍、約50.1倍）が顕著であり、高齢者の刑法犯検挙人員全体の増加の14.9%を占めている。

平成27年の高齢者の刑法犯起訴人員、入所受刑者人員、保護観察付執行猶予者人員についても、窃盗が過半数を占め、女性は窃盗が8割以上を占める。また、男性では、傷害・暴行が高齢者の刑法犯起訴人員の約2割を占めるほか、覚せい剤取締法違反も65～69歳の者では同年齢層の入所受刑者人員の1割を超える。

（２） 高齢犯罪者の特徴

平成27年の高齢入所受刑者のうち、男性の8割以上、女性の9割以上が入所前に無職であり、また、高齢保護観察付執行猶予者のうち、8割以上が保護観察終了時に無職である。高齢入所受刑者のうち、住居不定の割合は、男性では約2割であるが、女性では1割に満たない。配偶者のある者の割合は、男性で約2割、女性で約3割である。なお、女性では配偶者と死別した者の割合が約3割と高くなっている。

平成27年の高齢入所受刑者のうち、精神障害を有する者の比率は、総数（8.6%）、女性（9.7%）共に、入所受刑者全体に占める精神障害を有する者の比率（13.1%）よりも低い。

平成27年の高齢出所受刑者の仮釈放率は、女性では66.0%であるのに対し、男性では35.8%で、65歳未満の男性（58.8%）と比べて顕著に低い。男性は、仮釈放者では、親族又は更生保護施設等に合わせて8割以上の者が帰住しているのに対し、満期釈放者では、帰住先が「その他」の者が約6割を占める。一方、女性は、仮釈放者では、親族が7割以上を占め、満期釈放者でも、親族が約4割、社会福祉施設が約2割となっている。

なお、特別調査の結果によれば、医療刑務所等に収容する必要はないが、身体医療上の配慮を要する者（p）が約7割、日常生活における基本動作に支障があり、処遇上の配慮を要する者（s）が約2割を占めている。高齢受刑者については、特別改善指導のうちの薬物依存離脱指導を受講した者が約1割いるほかは、特別改善指導のプログラムを受講した者は少ない。

3 高齢犯罪者の再犯状況

（１） 刑法犯起訴人員及び保護観察付執行猶予者人員中の有前科者等

高齢者は、刑法犯起訴人員中の有前科者の占める割合が、総数・女性共、65歳未満の者より

も、最近20年間、一貫して高い水準で推移しており、平成27年は、総数が67.1%、女性が52.0%となっている。そのうちの有罰金前科者の割合は、27年は総数・女性それぞれ24.8%、26.2%である。また、保護観察付執行猶予者については、高齢者の有前科者率は、20年以降80%台で推移し、27年は87.7%であった。

(2) 再入者率

高齢再入者の人員は、最近20年間で、男性では約3.6倍、女性では約6.5倍に増加し、高齢入所受刑者中の再入者率は、男性は、65歳未満の者よりも一貫して高い水準で推移し、平成27年は73.0%となり、女性は、近年50%前後で推移し、27年は48.6%であり、上昇傾向にある65歳未満の女性の再入者率（46.0%）よりもわずかに高い。

(3) 再入率

ア 総数

高齢者の5年以内再入率は、10年のスパンで見ると低下傾向にあり、平成23年の出所受刑者では37.7%で、65歳未満の者（38.9%）よりもわずかに低いが、出所年から4年以内までは高齢者の方が再入率が高い。2年以内再入率は、5年以内再入率よりも低下幅が大きく、17年の出所受刑者の31.1%から大幅に低下し、26年の出所受刑者では20.4%となっているものの、65歳未満の者の2年以内再入率（18.3%）より依然として高い。また、高齢者の5年以内再入率、2年以内再入率共に、特に、仮釈放者よりも満期釈放者の再入率の低下幅が大きい。

イ 女性

女性高齢者については、出所受刑者及びそのうちの再入者の実数が少ないため、各年の再入率の変動が大きくなる傾向にあるが、女性高齢者の5年以内再入率は、平成17年から34～39%台で推移し、23年の出所受刑者の同再入率は36.9%で、65歳未満の女性（33.7%）よりも高く、総数の同再入率（37.7%）と大きな差がない。また、女性高齢者の同再入率は、65歳未満の女性と比べて、満期釈放者では出所年を除き一貫して低く、仮釈放者では一貫して高い。女性高齢者の2年以内再入率は、おおむね20%を下回って推移し、26年の出所受刑者では過去10年間で最も低い13.7%であり、65歳未満の女性の同再入率（13.5%）とほとんど差がない。

(4) 高齢再入者の特徴

平成27年の高齢再入者について見ると、前刑満期釈放者では、65歳未満の者と比べて、再犯期間別構成比に大きな差がなかったが、前刑仮釈放者では、5年以上の再犯期間の者が26.0%を占めた。

総数・女性共に前刑出所時の帰住先が「親族」であった者は、再犯期間が1年未満の者の割合が約3割であるのに対し、「その他」であった者は同割合が5割を超えている。

再入者の約4分の1が住居不定で、入所度数が多くなるにつれ、その割合が高くなり、また、住居不定の高齢入所受刑者の約9割が再入者である。

特別調査の結果を見ると、高齢受刑者(293人)のうち、調査期間再入者(平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した同調査対象者のうち、27年5月末日までに受刑のため再び刑事施設に入所した者。以下同じ。)は47人(全体の16.0%)である。再入時罪名は、窃盗が過半数を占め、次いで詐欺、覚せい剤取締法違反、住居侵入(後2者は同数)の順である。窃盗では25人中20人が前刑も同一罪名である。調査期間再入者のうち、罪名が財産犯のもの(33人)の犯行の動機・背景事情を見ると、家族と疎遠又は身寄りなしが約6割、生活困窮等が約5割、盗み癖、自己使用・費消目的等が3分の1ないし半数を占め、調査期間再入者の4人に1人に習慣飲酒やアルコール依存が見られる。また、犯行時に無職であった者が約9割を占める。再犯時に住居があった者は約7割を占めるが、住居不定の者15人中11人が3月未満のうちに再犯に及んでいる。調査期間再入者の8割以上は同居人がなく、同居人がない者のほとんどが交流のある近親者もいない。

4 高齢者に対する特別調整の状況

(1) 特別調整対象者等の特徴

特別調査の結果を見ると、特別調整対象者(28人)、特別調整辞退者(28人)共に、罪名が窃盗の者がそれぞれ20人、13人と最も多い。罪名が覚せい剤取締法違反の者(4人)は、全て特別調整を辞退している。特別調整対象者の約7割、特別調整辞退者の約9割が刑期3年以下の者である。高齢で、かつ、精神障害を有する者は、特別調整対象者が10人、特別調整辞退者が7人となっている。

特別調整対象者、特別調整辞退者共に、入所度数が2度以上の者(再入者)が大半で、入所度数10度以上の者も、特別調整対象者では約4割、特別調整辞退者では半数を占める。前刑時の出所事由を見ると、特別調整対象者、特別調整辞退者共に、ほとんどの者が満期釈放者で、

1年未満の短期間に再入所に至った者が過半数以上を占める。

犯行時に住居不定であった者が、特別調整対象者、特別調整辞退者のいずれも半数以上を占め、特別調整辞退者の2人を除き、無職である。配偶者のある者はいない。

特別調整対象者の出所事由は、3人を除き満期釈放で、帰住先は社会福祉施設、更生保護施設等、自宅アパート等である一方、特別調整辞退者は、全員が満期釈放で、帰住先不明の者が半数以上に上る。

(2) 特別調整対象者等の再入状況等

調査期間再入者は、特別調整対象者では28人中2人(7.1%)、特別調整辞退者は28人中13人(46.4%)であり、特別調整辞退者では調査期間再入者が多い。再入時罪名は、特別調整対象者では、それぞれ住居侵入、暴行であり、特別調整辞退者では、窃盗が最も多い。特別調整辞退者の再犯期間は、13人中11人が6月未満である。調査期間再入者の半数近くが住居不定であり、15人全員に同居人がいない。

第2節 精神障害のある者による犯罪等の動向、 再犯状況等のまとめ

1 精神障害のある者による犯罪等の動向

精神障害者等による刑法犯検挙人員は、最近20年間で約2倍に増加している。刑法犯検挙人員に占める精神障害者等の人員の比率も上昇しており、平成27年は1.7%であった。罪名別に精神障害者等の人員の比率を見ると、放火（20.3%）及び殺人（13.7%）が特に高い。精神障害者等による27年の刑法犯検挙人員の罪名別構成比は、窃盗が約4割を占め、次に傷害・暴行が高い。

検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分に付された被疑者人員は、心身喪失者等医療観察制度が開始された平成17年から増加傾向にあり、27年の検察官による心神喪失者等医療観察申立人員の対象行為別の構成比は、傷害が最も高く、次いで殺人、放火の順となっている。

平成27年の入所受刑者人員のうち、精神障害を有する者の人員は、最近20年間で約2.5倍に増加し、精神障害の種別では、知的障害と人格障害は、おおむね横ばいであるが、神経症性障害は約8倍、その他の精神障害は約2.7倍にそれぞれ増加している。27年の入所受刑者中に占める精神障害を有する者の比率は13.1%に上昇している。精神障害を有する入所受刑者のうち、女性の人員は最近20年間で約6倍に急増し、精神障害の種別では、神経症性障害は約28.8倍、その他の精神障害は約7.8倍となり、27年の女性の入所受刑者に占める精神障害を有する者の比率は2割を超えている。

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者共に、知的障害以外の精神障害を有する者の人員の増加が顕著であり、平成27年は10年に比べて、仮釈放者の総数では約6.8倍、女性では約15.3倍に、保護観察付執行猶予者の総数では約4.5倍、女性では約6.3倍に増加している。知的障害以外の精神障害を有する者の比率は、仮釈放者では27年に10.7%に、保護観察付執行猶予者では18.7%に上昇している。特に、女性については、それぞれ30.0%、39.2%にまで上昇している。

2 知的障害を有する者による犯罪の実態等

(1) 知的障害を有する者による犯罪の実態

ア 知的障害を有する者による犯罪の罪名別分析

平成27年入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の罪名は、総数・女性共に窃盗が過半数を占め、覚せい剤取締法違反の割合は、精神障害のない者と比べて顕著に低い。

特別調査の結果では、窃盗のうち、手口が万引き以外の者の割合が63.2%で、知的障害以外の精神障害を有する者（26.0%）よりも顕著に高い。

平成27年の保護観察開始人員（女性は23年から27年の累計）のうち、保護観察付執行猶予者は、総数では、窃盗が約半数、強制わいせつが約1割、女性では、窃盗が約4割、覚せい剤取締法違反が約2割となっている。

イ 知的障害を有する犯罪者の特徴

平成27年の入所受刑者のうち、知的障害を有する者は、精神障害のない者、知的障害以外の精神障害を有する者と比べ、29歳以下の者の割合が高い。住居不定の割合は、精神障害のない者、知的障害以外の精神障害を有する者と比べて高い。有職者の割合は約2割で、女性は、23年から27年の入所受刑者の累計で見ると、1割に満たない。婚姻状況を見ると、未婚の割合が顕著に高い。教育程度は、不就学又は中学卒業の割合が6割を超えている。

なお、特別調査の結果をみると、知的障害を有する者（66人）のうち、半数近くが身体医療上の配慮を要する者（p）とされている。出所時まで実施した特別改善指導及び教科指導の種類（重複計上）を見ると、薬物依存離脱指導（R1）7人、補習教科指導（E1）が5人などとなっている。懲罰を科せられた者の割合は、約6割で、その割合は知的障害以外の精神障害を有する者（約7割）よりも低い。知的障害を有する者のうち、44人が精神保健福祉法26条に基づき都道府県知事へ通報されている。

（2） 知的障害を有する犯罪者の再犯状況

ア 再入者率等

知的障害を有する再入者の人員は、最近20年間、増減を繰り返しており、平成27年の再入者率（65.0%）は、精神障害のない者（58.1%）よりも高い。

知的障害を有する仮釈放者のうち、有前科者の保護観察開始人員は、最近10年間で1.6倍に増加し、特に懲役・禁錮（実刑）の前科のある者が増加し、平成27年の有前科者率（91.7%）は、精神障害のない者（81.9%）よりも高い。一方、知的障害を有する保護観察付執行猶予者では、有前科者の人員はおおむね増加傾向にあるが、27年の有前科者率（50.4%）は、精神障害のない者（59.4%）よりも低い。

イ 再入者の特徴

平成27年の入所受刑者のうち、知的障害を有する再入者は、再犯期間が6月未満の者が、総数で3割以上を占めるなど、精神障害のない者と比べて、再犯期間が短い者の割合が高い。

再入者の前刑出所時の出所事由は、精神障害のない者に比べて、満期釈放者の割合が顕著に高く、総数では7割以上を占める。前刑帰住先については、精神障害のない者に比べて、仮釈放者、満期釈放者共に「配偶者」の割合が低く、満期釈放者では「親族」の割合が顕著に低い。

特別調査の結果を見ると、知的障害を有する者（66人）のうち、調査期間再入者は、14人（21.2%）であり、再入時罪名では、窃盗が9人と最も多い。罪名が財産犯の調査期間再入者（12人）の犯行の動機・背景事情の主たるものとしては、体調不良（10人）を中心に、家族と疎遠又は身寄りなし、生活困窮、自己使用・費消目的が半数となっている。犯行時に無職であった者が約8割を占める。調査期間再入者（14人）のうち、再入時に住居があった者は8人、調査期間再入者の大半は同居人や交流のある近親者もない。知的障害を有する者では、14人中13人が再犯期間において福祉等の各種制度・援助を利用している。

（3） 知的障害を有する者に対する特別調整の状況

ア 特別調整対象者等の特徴

特別調査の結果を見ると、知的障害を有する者のうち、特別調整対象者は18人であり、特別調整辞退者は1人だけである。40歳以上の者が特別調整対象者の14人を占めるが、高齢者は2人である。罪名は、窃盗が最も多く、刑期は、特別調整対象者のうち15人が3年以下となっている。入所度数が2度以上の者（再入者）が14人で、前刑時はほとんどが満期釈放されており、1年未満の短期間に再入所に至った者が過半数を占める。犯行時に住居不定の者は半数に及び、全員が犯行時に無職であり、配偶者がいないなど、生活環境は脆弱である。特別調整対象者のほとんどは満期釈放され、特別調整を経て社会福祉施設又は更生保護施設等に帰住している。

イ 特別調整対象者等の再入状況等

特別調査の結果を見ると、特別調整対象者18人中、3人（16.7%）が再入所し、その罪名は、窃盗が2人、強盗が1人であり、罪名が窃盗の者はいずれも前刑に係る罪名と同一である。再犯期間は、6月未満が2人、9月未満が1人である。なお、特別調整辞退者（1人）は、調査期間中に再入所していない。

3 知的障害以外の精神障害を有する者による犯罪の実態等

(1) 知的障害以外の精神障害を有する者による犯罪の実態

ア 知的障害以外の精神障害を有する者による犯罪の罪名別分析

平成27年の知的障害以外の精神障害を有する入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の罪名は、覚せい剤取締法違反が約4割、窃盗が約3割で、精神障害のない者と比べると覚せい剤取締法違反の割合が高い。女性は、覚せい剤取締法違反と窃盗の割合が高く、これらを合わせると8割以上を占める。保護観察付執行猶予者では、窃盗の割合が最も高く、次に覚せい剤取締法違反の順となっている。

イ 知的障害以外の精神障害を有する犯罪者の特徴

平成27年の入所受刑者（女性は23年から27年の累計）のうち、知的障害以外の精神障害を有する者は、精神障害のない者、知的障害を有する者と比べて、40～49歳の者の割合が最も高く、高齢者の割合が最も低く、女性も50歳以上の年齢層の割合が低い。有職者の割合は約2割（女性は約1割）で精神障害のない者に比べて低い。教育程度は、精神障害のない者と比べて大きな差はない。

平成27年の保護観察開始人員（女性は23年から27年の累計）のうち、仮釈放者の居住状況は、総数では「親族と同居」が約6割、「更生保護施設」が約2割、女性では、それぞれ約7割、約2割である。保護観察付執行猶予者では、総数では「親族と同居」が約5割、「単身居住」が約3割、女性では、それぞれ約7割、約2割である。

なお、特別調査の結果をみると、知的障害以外の精神障害を有する者（385人）のうち、半数近くは身体医療上の配慮を要する者（p）とされている。出所時まで実施した特別改善指導及び教科指導の種類（重複計上）を見ると、薬物依存離脱指導（R1）が126人（32.7%）などとなっている。懲罰を科せられた者の割合は、約7割で、その回数は、過半数の者が2回以上となっている。知的障害以外の精神障害を有する者のうち、298人が精神保健福祉法26条に基づき都道府県知事へ通報され、このうち同法29条に基づく入院措置がなされた者は3人である。

(2) 知的障害以外の精神障害を有する犯罪者の再犯状況

ア 再入者率等

平成27年の入所受刑者のうち、知的障害以外の精神障害を有する再入者（女性は23年から27

年の累計)の人員は、最近20年間で約2.7倍に増加し、27年の再入者率(68.4%)は、精神障害のない者(58.1%)よりも高い。女性の再入者の人員は、同期間に約9.1倍に増加し、27年の再入者率は49.4%まで上昇している。

仮釈放者のうち、有前科者の保護観察開始人員は、最近10年間で約2.2倍に増加し、特に懲役・禁錮(実刑)の前科のある者の増加が顕著である。平成27年の有前科者率(87.7%)は、精神障害のない者(81.9%)と比べて高い。保護観察付執行猶予者の有前科者の人員も最近10年間でおおむね増加傾向にあり、特に懲役・禁錮(実刑)の前科のある者の人員は約3.5倍に増加している。27年の有前科者率(61.0%)は、精神障害のない者(59.4%)と比べてわずかに高い。

イ 再入者の特徴

平成27年の入所受刑者のうち、知的障害以外の精神障害を有する再入者は、精神障害のない者と比べて、再犯期間別構成比に大きな差はない。

再入者の前刑出所時の出所事由は、精神障害のない者に比べて、満期釈放者の割合が高い。前刑帰住先は、精神障害のない者と比べて、仮釈放者では「更生保護施設等」の割合が低く、満期釈放者では、構成比に大きな差がない。

特別調査の結果を見ると、知的障害以外の精神障害を有する者(385人)のうち、調査期間再入者は80人(20.8%)で、再入時罪名は、窃盗が最も多く、次いで覚せい剤取締法違反の順であった。再入時罪名が財産犯の調査期間再入者(38人)の犯行の動機・背景事情を見ると、体調不良、家族と疎遠又は身寄りなし、生活困窮、盗み癖、自己使用・費消目的などが半数又は半数近くを占め、約4分の1に習慣飲酒・アルコール依存が見られる。

犯行時に無職であった者が約8割を占める。他方、再入時に住居があった者(65人)のうち、約9割が自宅又は親族宅に居住している。知的障害以外の精神障害を有する者の7割以上が再犯期間において福祉等の各種制度・援助を利用している。

(3) 知的障害以外の精神障害を有する者に対する特別調整の状況

ア 特別調整対象者等の特徴

特別調査の結果を見ると、知的障害以外の精神障害を有する者のうち、特別調整対象者は22人で、特別調整辞退者は27人である。年齢層は、40歳以上の者が大半で、罪名は、特別調整対象者では、窃盗が、特別調整辞退者では覚せい剤取締法違反がそれぞれ最も多い。罪名が覚せい

い剤取締法違反の者は、特別調整対象者が1人であるのに対し、特別調整辞退者は9人に上っている。

特別調整対象者、特別調整辞退者のいずれも、再入者が過半数を占め、前刑時はほとんどが満期釈放され、特別調整対象者の約4割が、特別調整辞退者の約6割がそれぞれ1年未満で再犯に及んでいる。犯行時に住居不定であった者の割合が約4割、ほとんどの者が無職で、全員配偶者はいない。

特別調整対象者は、1人を除き満期釈放され、社会福祉施設、医療機関、自宅・アパート等、更生保護施設等に帰住しているが、特別調整辞退者は、帰住先不明の者が半数以上を占める。

イ 特別調整対象者等の再入状況等

特別調査の結果を見ると、調査期間再入者は、特別調整実施者が22人中1人（4.5%）、特別調整辞退者が27人中11人（40.7%）であり、特別調整辞退者は顕著に調査期間再入者が多い。調査期間再入者（12人）を罪名別に見ると、特別調整実施者（1人）は詐欺（前刑は別罪名）、特別調整辞退者（11人）は、覚せい剤取締法違反が4人、窃盗が3人、詐欺が2人などであり、これらの罪名は、前刑に係る罪名と同一である。

再犯期間は、特別調整対象者（1人）では6月未満、特別調整辞退者（11人）では、11人中8人が3月未満で再犯に及んでいる。

第3節 高齢犯罪者及び精神障害のある犯罪者の 社会復帰支援策の展望

1 分析と考察

(1) 高齢化の更なる進展と刑事司法の各段階における対応の必要性

本研究における分析の結果、高齢者については、刑法犯検挙人員が、近年、おおむね高止まりの状況にあるが、検察庁既済事件人員及び起訴人員が大幅に増加していること、高齢入所受刑者人員も緩やかながら増加傾向にあることが明らかになった。また、高齢者の起訴人員のうち有前科者が急増していること、刑事施設の高齢再入者の人員が高止まりで再入者率が約7割の状況にあることなどから、高齢再犯者の問題が顕在化しているといえる。これらに加え、高齢者全体の人口が平成54年まで増加していくと予想されていることも踏まえると、今後も検察、矯正、更生保護の各段階における高齢者の人員は、そのスピードに緩急はあっても、増加していくことが見込まれる。

加えて、刑事司法の各段階における高齢者の人員は、70歳以上の高齢層に大きくシフトしつつあることにも注意を要する。(2)で後述する女性高齢者の増加も考慮すると、これらは、これまで処遇の対象としてきた高齢者とは質的な変化が生じつつあることを示している。

刑事施設における高齢化の進展は、高齢既決拘禁者の休養患者人員・高齢者率(2-1-3-13図参照)及び高齢既決拘禁者の死亡人員・高齢者率(2-1-3-14図参照)が、いずれも最近20年間で増加傾向にあるという事実にも現れており、こうした事態は、刑事施設における刑務作業や医療等の面で、受刑者の処遇に少なからず影響を及ぼすであろう。

これまでも刑事司法の各機関は高齢者に対する取組を進めてきたところであるが、今後、刑事司法の各段階で、高齢化の更なる進展による高齢者の数的増加及び質的变化に対応していく必要がある。

(2) 女性高齢者の増加

女性高齢者については、刑法犯の検挙人員及び起訴人員、入所受刑者人員、保護観察付執行猶予者人員等の増加が、過去20年間(保護観察付執行猶予者は平成10年以降)で、女性高齢者人口の増加を上回っており、特に70歳以上の高齢者が大幅に増加するなど、高齢化が著しい。女性高齢者は、検挙人員で見ると、罪名が窃盗の者が約8割ないしそれ以上を占め、その手口のほとんどが万引きである。また、家族や親族などを帰住先とする者が仮釈放者で7割以上、

満期釈放者で約4割を占め、家族や親族との関係が保たれている者が多いという面もあるものの、再入者率は近年50%前後で推移し、さらに、65歳未満の者の再入者率も上昇傾向にあること、女性高齢者は仮釈放者の5年以内再入率が65歳未満の者と比べて高いという問題もある。こうしたことから、今後、女性高齢者については、70歳以上の高齢者の増加と再入率の動向に注意を要する。

(3) 精神障害のある犯罪者の増加

精神障害のある者については、平成27年の刑法犯検挙人員が、数としては4,000人弱と限られてはいるものの、最近20年間で倍増しており、また、入所受刑者、保護観察付執行猶予者では、精神障害を有する者の割合がそれぞれ13.1%、22.6%と高く、女性では、それぞれ23.3%、44.2%に達している。精神障害を有する入所受刑者等の増加は、知的障害以外の精神障害を有する者の増加によるものであり、特に神経症性障害を有する者の増加が顕著であるほか、女性が急激に増加している。再入者率についても、知的障害を有する者(65.0%)、知的障害以外の精神障害を有する者(68.4%)のいずれも、精神障害のない者(58.1%)よりも高く、また、再入者の前刑出所後の再犯期間が6月未満の者の割合も精神障害がない者に比べて高いことも、特徴として指摘することができる。

知的障害以外の精神障害を有する者の増加は、外来の精神障害者の数(推計)が最近20年間で倍増したことに見られるように、社会における精神障害者の増加に伴っているものと思われるものの、本研究では、それ以上に詳細な増加の背景・要因は明らかにすることはできず、また、専ら刑事施設への入所時における精神障害の診断結果以外に詳細な情報を得ることが困難であったため、精神障害の別として四つの分類(知的障害、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害)によらざるを得なかった。本研究によっても、精神障害のある者のうち神経症性障害を有する者の増加が顕著であること等は判明したが、より詳細に精神障害を分類した情報を得ることができれば、障害に応じた処遇を行う上では有益と思われる。今後、精神障害のより詳細な情報を把握して、精神医療の専門家の援助を得つつ、対象者が有する障害の特性に応じた指導・支援の在り方を検討する必要があると思われる。

(4) 特別調整等の刑事司法における社会復帰支援の実施状況

特別調整は、平成21年4月に開始されて以降、終結人員が増加し続けており、27年度には500人近くの高齢者又は障害を有する者を福祉施設等での支援につなげており、関係機関が協力・

連携して対処し、高齢者又は障害を有する者に対する重要な社会復帰支援・再犯防止策となっている。

特別調査の結果によれば、特別調整対象者は、これまで何度も繰り返し刑事施設を入出所してきた者が多くを占め、住居、仕事、更生を支える家族等、自立を可能にする生活基盤や生活環境が極めて脆弱である。このような厳しい状況にもかかわらず、特別調整対象者は、特別調整辞退者、そのいずれでもない者に比べて調査期間再入者の人員が少ないことが判明した。調査対象者数が少なく、成行き調査の期間が短いこと、特別調整対象者が自ら福祉的支援を希望した者であることなどを考慮しても、特別調整は有効に機能しているといえよう。

第3章で紹介した各種事例のとおり、検察庁における社会復帰支援の対象者や特別調整対象者の抱える問題は深刻で、福祉等の支援のニーズは複雑・多様である。このような対象者を一人一人自立させるためには、検察庁、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地域の福祉関係機関等がそれぞれの専門的知見を持ち寄り、協力・連携し、相当な時間と労力をかけて、粘り強く、きめ細かい支援を積み重ねる必要があるが、このような取組が本格化されてから日も浅く、実績とノウハウの蓄積も十分といえない中で、現場を担う実務者の試行錯誤と努力に負っているのが実情であると思われる。

2 今後の課題と展望

(1) 刑事司法の各段階における社会復帰支援の充実

平成28年7月に犯罪対策閣僚会議で決定された「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」は、立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者、障害者等が刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に支援を受けられるようにし、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現するとしている。本研究で検討した高齢又は精神障害のある犯罪者の社会復帰を着実に進めるためには、刑事司法の各段階において、これまで行ってきた高齢者等に対する取組を一層強化・充実させることが求められる。

第3章第1節で多数の事例を含めて詳細に紹介したように、近時、検察庁においては、被疑者・被告人のうち、高齢者又は障害のある者に対する福祉的支援により再犯を防止する取組が全国に拡大しているところ、こうした取組は、いまだ犯罪傾向が比較的進んでいない時期に効果的な介入、支援を行うという点においても重要な意義があり、刑事施設に収容される前に地域の医療・福祉等の関係機関の支援の下、社会内において対象者の更生を図ることが長期的な再犯防止につながるものと考えられる。

また、刑事施設では、高齢者の「社会復帰支援指導プログラム」が試行されているところ、今後、窃盗防止指導、暴力防止指導、薬物依存離脱指導、アルコール依存回復プログラム等高齢者の犯罪や問題性に着目した様々なプログラムのほか、高齢受刑者の約6割を占める満期釈放者に対する釈放前の指導等の矯正指導を一層充実させる必要がある。

さらに、保護観察所は、更生緊急保護及びその事前調整の試行並びに特別調整等において、地域生活定着支援センターを始めとする関係機関との調整の核となる存在であり、人的体制の強化やノウハウの蓄積により、その調整機能を向上させていくことが求められる。

刑事司法手続の各段階において更なる高齢化が進めば、現在でも相当数に上るとされる認知症の高齢者の増加が見込まれるほか、精神障害を有する高齢受刑者も増加傾向にあることなどから、刑事司法の各段階において、対象者の福祉的支援や医療上・処遇上の配慮に係るニーズを的確に把握し、早い時期から社会復帰に必要な支援を開始する必要性は増していくと思われる。

(2) 女性高齢者に対する窃盗防止指導や生活環境調整等の充実

前記1(2)で述べた女性高齢者の犯罪の状況を勘案すると、一部の刑事施設においては、既に平成27年度から女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムの一つとして、「窃盗防止指導」が実施されているが、このような女性受刑者の犯罪の特徴に着目したプログラムを中心に、個々の高齢受刑者の問題性等に応じて、本人の行動の適正化や家族関係の調整等を図るプログラムがより多くの刑事施設で本格的に実施されることが望ましい。また、刑事施設と更生保護機関が連携し、生活環境調整をより一層充実させることも必要となろう。

さらに、女性を収容する更生保護施設においても、刑事施設内の窃盗防止プログラムの実施状況を踏まえた効果的な処遇を展開することや、検察庁における社会復帰支援により更生緊急保護を受ける者等に対しても、対象者の犯罪や問題性に着目してより細やかな働き掛けがなされることが期待される。

(3) 社会復帰支援の課題と方向性

検察庁や刑事施設においては、社会復帰支援の対象者等の選定の際に、福祉制度について丁寧に説明を行うなどし、社会復帰支援を受けることについて適切な理解を促すよう働きかけを重ねているところであるが、支援が必要であっても、福祉サービスについて、対象者本人が正しく理解していないこと等により、支援を拒むケースが少なくない。

特別調査においても、特別調整辞退者は、調査対象となった高齢受刑者や精神障害受刑者全体と比べて、調査期間再入者の人員が多く、窃盗のみならず、覚せい剤取締法違反等、再犯リスクの高い者が多く含まれている。再入時調査の結果からも、そのうちの多くの者が現に出所後、短期間で再入所しており、こうした者への対応は大きな課題である。今後も、特別調整を拒む理由等を分析し、事例を積み重ねて、特別調整が必要な者を確実に特別調整につなげ、特別調整対象者を増やしていく必要があり、現在、刑事施設において、福祉関係機関等の協力の下で試行されている「社会復帰支援指導プログラム」が本格的に実施されることが期待される。

検察庁においても、担当する職員において、福祉サービス等の内容を理解する能力に難がある対象者が抱える問題点をよりの確に把握した上、提供することができる支援の内容に関する知識を蓄え、支援の内容についてより具体的に説明することができるようになれば、更に支援の実効性を上げることが期待できる。そのためには、支援に携わる職員が、社会復帰アドバイザーとして配置された社会福祉士と協働するのはもとより、一部の地域で既に取組として行われているように、外部の社会福祉士会や福祉関係機関と意見交換や協議会を通じて研鑽を積むことが有益であろう。

また、社会復帰支援の対象人員の増加に伴い、今後も、支援を円滑に実施するには、検察庁、矯正施設、指定更生保護施設等において、福祉関係機関等との連絡調整等の手続に重要な役割を果たす社会福祉士や精神保健福祉士の配置の増加や専門性の向上を含めた実施体制の整備はもとより、福祉サービスに円滑に橋渡しするための条件、すなわち、検察庁、矯正施設、保護観察所等において、対象者自身に改善更生の必要性を自覚させ、支援を受けながらも自立に向けて意欲的に取り組む姿勢を身に付けさせるための施策・取組を一層充実させることが、社会復帰支援に必要な福祉関係機関等の理解や協力を深める上でも不可欠である。

福祉関係機関等との協力に関し、地域生活定着支援センターの職員の半数以上が刑事司法や矯正処遇、犯罪行動や犯罪者に対する知識不足を「よく感じることもある」という調査結果がある^(*85)。刑務所出所者等に接することがなかった、あるいはその機会が少なかった社会福祉施設等ではなおさらであろう。一方、その協力関係が進む中で、各機関で相互の立場の違い等が自覚されるようになったとの指摘もある。これらのことから、基礎的な知識と相互の立場の違いを共有し相互理解を深めることが、機関間の連携には重要である。

検察庁、矯正施設、保護観察所等がこうした福祉関係機関等との良好なネットワークを共有

(*85) 浜井浩一、津島昌弘、我藤諭、松尾多英子(2016)「地域生活定着支援センター業務に関する調査 調査報告書」

し、検察庁による社会復帰支援を受けた後に再犯により刑事施設に入所する者、あるいは刑事施設出所後に再犯により検察庁における同支援の対象となる者等について、検察庁で社会復帰支援を担う社会福祉士等を含めた情報共有を更に進め、必要に応じて、こうした再犯者に対し切れ目のない効果的な支援を実施していく必要がある。

こうした連携を深化させていく上では、多機関連携による社会内処遇の経験と実績を有するイタリアにおける関係機関の連携状況は参考になるであろう。イタリアと我が国では、刑事施設の収容状況や、刑事、矯正及び更生保護の手續や仕組、保安処分制度の有無等の違いはあるものの、高齢又は障害のある犯罪者等の社会復帰に協力する司法や福祉、医療といった性格が異なる機関が緊密に連携していくには、イタリアでの実地調査で明らかにされたように、それぞれの機関に属する関係者間において、高齢者や障害者の個別の問題性に適した処遇・支援を行うという意識を具体的なものとして定着させ、共有していくことが肝要であり、そのための地道な取組が求められている。